

毎週火、金曜日発行（但休日担当）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 土地改良事業計画書の写の縦覧  
家畜商免許証の交付  
種畜証明書の交付  
結核病検査等の実施  
保健医療機関の指定
- ◇公安告示 聴聞会の開催
- ◇公告 危険物取扱主任者試験の実施
- ◇正誤 昭和三十七年十二月二十七日付け鳥取県規則第七十号中訂正

## 告示

### 鳥取県告示第八号

昭和三十七年八月三日付けで北条砂丘土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（暗渠排水事業）については、審査の結果その計画を適当と認めたと

で、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

昭和三十八年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 一 縦覧期間

昭和三十八年一月十六日から二十日間とする。

### 二 縦覧場所

東伯郡北条町大字弓原 北条砂丘土地改良区事務所

### 三 異議の申立

利害関係人においてこの決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申出ること。

### 鳥取県告示第九号

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第六条第二項の規定による家畜商免許証を次のとおり交付した。

昭和三十八年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許証番号	現住所	氏名	生年月日	登録年月日
一四九	日野郡日南町阿尾縁二、三四五	三上 喜慧	明治三九、三、三十一	三七、一二、二五
一五〇	折渡二二一	戸崎 力	明治四二、三、一五	
一五一	福万来一、三六四の三	大塚 光夫	昭和二、一、一	
一五二	下石見八三八	相見松太郎	明治一八、三、二〇	
一五三	笠木二、五七九	青戸 重平	三四、三、一六	
一五四	茶屋六三六	青戸 誉治	三六、二、一六	
一五五	矢戸四三五	曆利道太郎	三八、二、二〇	
一五六	菅沢一、一〇六	白根 九一	昭和三、一、一〇	
一五七	菅沢一、一〇六	宇田千代重	明治三五、一〇、二二	
一五八	矢戸一、一四	田辺 尚之	大正一三、七、一〇	
一五九	下石見六七七	前田 義広	明治三七、一〇、二	
一六〇	七三二の二	錦織 貞蔵	三〇、九、二三	
一六一	花口一、一〇七の二	長谷川勝馬	三六、二、二五	
一六二	萩原三六七	金谷 教一	三六、一、一五	
一六三	新屋四六九	榎原 忠治	三七、六、三〇	
一六四	矢戸一、一九三の二	沢田 政市	三五、八、一三	

一六五	中石見二〇九	中村 定富	昭和五、四、二〇	
一六六	菅沢四四八	宮本 菊治	明治四〇、九、二七	
一六七	日野町板井原三四六	山形 広一	三一、四、一六	
一六八	黒坂三二九の二	竹永 長若	三八、三、二六	
一六九	下菅二八八	住田 三七	三五、四、一四	
一七〇	江府町下蚊屋二四九	小椋 清	四〇、一、一	
一七一	江尾八七	川端 孫一	四〇、一、九	
一七二	宮市三七七	森 房美	三二、二、二〇	
一七三	小江尾一、三〇三	山口栄次郎	三六、八、二七	
一七四	俣野二、六四一	下原 熊重	三六、三、二六	
一七五	吉原九五三	松原 寛	昭和一〇、九、二九	
一七六	溝口町三部七〇四	宮崎 政一	明治四二、九、二二	
一七七		宮崎 政行	昭和一五、一、一五	
一七八		大前一五郎	明治三五、九、二八	
一七九		大前 力三	四一、一〇、一五	
一八〇		沢田 精一	大正九、五、一	
一八一		八谷常三郎	明治三五、六、一	
一八二		住田条三郎	三〇、六、一	

第 六 号	第 七 号	第 八 号	第 九 号	第 十 号	第 十 一 号	第 十 二 号	第 十 三 号	第 十 四 号	第 十 五 号	第 十 六 号	第 十 七 号	第 十 八 号
大山 黒毛 和種	秀 厚	富 福	光 治	第 二 豊	松 風	山 田	高 夫	稻 保	朝 二	第 五 三 栄 竜	岩 治	竹 内
三六、八、一八	二八	一〇、四	九、二八	六、八	五、一〇	四、九	七、二〇	七、一五	六、一〇	六、九	四、三〇	
西伯郡 大山町		赤碓町	東伯郡	西伯郡 岸本町	伯仙町	気高郡 気高町	岩美郡 国府町	八頭郡 八東町	若桜町	八東町	船岡町	河原町
第二十一 たかたね	天 龍 ためよ	仲 山 うめわか	光 竜 けいじ	第 十 四 ゆたか	第 十 二 とみよし	第 十 三 ひ ろ	第 十 四 くまむら	第 十 五 さきゆう	第 十 六 やまさき	第 十 七 さかべづる	第 十 八 か かり	第 十 九 すすらん
西伯郡 船原 典			西伯郡		会見町	気高郡 気高町	鳥取市 叶	八頭郡 郡家町	若桜町	用瀬町	河原町	八東町
		野口宗一郎	前谷 光久	桑名 稔	潮 胤	山田松次郎	石川 房雄	吉本 新松	津村 繁治	福本 正一	北尾 武幸	瀬戸根 勇

鳥取県告示第十号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定による種番証明書を次のとおり交付したため、同法第八条第二項の規定により告示する。

昭和三十八年一月十六日

鳥取県知事

石

破

二

朗

血

統

検査

住

所

氏

名

番 号	種番証明書	種 類	生 年 月 日	産 地	父	母	成 績	住 所	養 者
昭三十七鳥地 一 号	光 栄	黒毛 和種	三六、六、一〇	日野郡 江府町	司 栄 光	は つ 三	二 級	日野郡 溝口町	西村 幸治
第 二 号	豊 栄		三、五	西伯郡 会見町	豊 参	よ し ふ じ			白根 慶治
第 三 号	千代広		四、二〇	日野郡 江府町	司 栄 光	ち よ み			川上 清
第 四 号	大 山		一、二〇	溝口町	第 三 十 三 東 宝	ま ん ど ろ		日野郡	松本 般夫
第 五 号	富 昭 馬		二、四、一三	北海道 昭 典	第 五 グエ富士			江府町	森田 善治

- 一八三 一八三 〃 〃 畑池之、〇〇九、
- 一八四 一八四 〃 〃 日南町上萩山四八六の四〇
- 一八五 一八五 〃 〃 花口一、三〇八
- 吉川 竜治 〃 三三、一、三
- 黒田 森茂 〃 三一、一〇、一一
- 福田 明治 大正 四、二、二八

第十九号	桜	六	八東町	第九桜	しんぶく	用瀬町	福本 正一
第二十号	小川	三、二一	船岡町	橋本	わかくさ	河原町	山口三子夫
第二十一号	小三郎	二、二三	智頭町	一春	きよの	若桜町	津村 繁治
第二十二号	風山	二、一九	船岡町	坂	ことふき	用瀬町	小松 善則
第二十三号	政則	八、二五	倉吉市	花	政あさま	東伯郡 東伯町	種子 鶴一
第二十四号	豊山	八、一	岩美郡 国府町	豊	参わたよし	東伯郡 東郷町	山根 芳蔵
第二十五号	郷金	七、一五	東伯郡 東伯町	花	郷ことぶき	西伯郡 中山町	金平 寿明
第二十六号	光山	六、三	西伯郡 中山町	花	光第 四	倉吉市	山口 才一
第二十七号	政豊	倉吉市	倉吉市	花	政第 三	倉吉市	山本 豊蔵
第二十八号	郷力	五、二八	東伯郡 東伯町	花	郷まつみ	東伯郡 赤碕町	高力 稔二
第二十九号	入照	一五	倉吉市	入	垣たにもと	倉吉市	矢戸 照美
第三十号	郷幸	東伯郡 大栄町	大栄町	花	郷まつひめ	倉吉市	西谷 幸人
第三十一号	政西	三、二〇	北条町	花	政たかとし	東伯郡 北条町	西村 昌時

第三十三号	政川	二、九	倉吉市	第四サ	第五フイ	三朝町	川北 庄一
第三十三号	第四ロ	ホル	四、八	岩手県	第五サ	第五フイ	赤碕町 畜産試験場
第三十三号	トイ	モン	種	種	第五フイ	赤碕町	
第三十四号	ホ	イ	三、五、二二、一六	東伯郡 赤碕町	第五ス	ゴリアス	
	ス	ブリ			リング	ホ	
	リ	グ			ホ	ガ	
	ア	ゴ			フ	ア	
	シ	マ			イ	ナ	
	エ	マ			マ	イ	

鳥取県告示第十一号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて結核病、ブルセラ病検査及び肝てつ検査及び駆除並びにひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十八年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、肝てつ症及びひな白痢予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 結核病検査、ブルセラ病検査

牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分べん前一月分べん後十日以内のものを除く。

肝てつ検査及び駆除

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

ひな白痢検査

鶏。種鶏及び種鶏と同一構内で飼育している鶏

四 実施の期日、別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法

結核病検査……ツベルクリン皮内反応

ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び国際法

肝てつ検査……皮内注射反応及び虫卵検査

駆除……ピチノール製剤投与

ひな白痢検査……ひな白痢急速診断法

別表 ひな白痢

実施期日 実施区域 実施場所

一月 十九日 八頭郡船岡町下野 谷尾 務

〃 二十三日 若桜町中原 永原真一郎

〃 二十四日 郡家町久能寺 尾崎三男三

〃 二十六日 市谷 谷本啓太郎

〃 三十日 八東町南 杉原 幸恵

〃 三十一日 河原町弓河内 浜田 光雄

〃 〃 智頭町南方 米井養鶏場

結核、ブルセラ病検査

実施期日 実施区域 実施場所

一月 十八日 河原町国英区 山手検査場

〃 〃 〃 河原区 河原 〃

〃 〃 〃 八上区 〃 〃

〃 十九日 〃 〃 郡家町大御門区 市谷 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

ひな白痢検査

鶏。種鶏及び種鶏と同一構内で飼育している鶏

四 実施の期日、別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法

結核病検査……ツベルクリン皮内反応

ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び国際法

肝てつ検査……皮内注射反応及び虫卵検査

駆除……ピチノール製剤投与

ひな白痢検査……ひな白痢急速診断法

別表 ひな白痢

実施期日 実施区域 実施場所

一月 十六日 日野郡日南町阿毘縁 阿毘縁検査場

〃 十七日 〃 〃 深塔 〃

〃 十八日 〃 〃 大宮 元菅 〃

〃 十九日 〃 〃 〃 立石 〃

〃 二十一日 〃 〃 山上 大原 〃

〃 〃 〃 〃 〃 小雀 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

鳥取県告示第十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和三十八年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称、所 在 地	診療科名	開設者氏名	指 定 年 月 日	採用点数表
繩田 医院 鳥取市藪片原六二の二	産科、婦人科	繩田 隆淑	昭和三十七年十二月一日	乙の二表
樋口 歯科 東伯郡羽合町田後三〇四番の三	歯科	樋口 享	八月一日	
皆生 病院 米子市西福原一五九八の七	精神、神経科	近藤 務	九月一日	甲表
フクミツ医院 倉吉市堺町二三九	産婦人科	福光 智司		乙の二表
仲倉 〃 〃 越殿町一五五一	内、外、小児、皮フ泌尿器科	仲倉 文蔵	十月五日	
河野 〃 〃 境港市栄町一三四	内、外科	河野 行	十一月十四日	
大谷 〃 〃 八頭郡家町宮谷一本木二二一の五	内、外、小児科	大谷 伯	十月十六日	
安田 歯科 〃 〃 米子市朝日町五	歯科	安田 千秋		
小林 〃 〃 〃 〃 八頭郡用瀬二六七	〃	小林登喜子	十一月十七日	

公安委員会告示

鳥取県公安告示第一号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第百四条第一項の規定により次のとおり聴聞会を開催する。

昭和三十八年一月十六日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 米子地区

1 聴聞の期日及び場所

昭和三十八年一月二十五日 午後〇時三十分から  
米子市万能町 米子警察署

2 聴聞当事者の住所及び氏名

- (1) 米子市目久美町四八八 自動車運転者 杉 原 義 広
- (2) 米子市陰田町四八九 自動車運転者 鈴 木 正 一
- (3) 米子市上後藤二〇ノ六 自動車運転者 広 江 はじめ

公 告

消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第十三条の二第三項の規定に基づき、危険物取扱主任者試験を次のとおり実施する。

昭和三十八年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 試験の期日及び場所

- (4) 米子市夜見町二五四二 自動車運転者 足 立 勇 二
  - (5) 米子市灘町二丁目二二四 自動車運転者 小 杉 日出夫
  - (6) 米子市錦町三丁目二 自動車運転者 西 尾 進
- 試験の期日 昭和三十八年二月十七日 午前九時から  
試験の場所 鳥取市東町二丁目一一二鳥取西高等学校  
倉吉市堺町二丁目二〇一倉吉東高等学校  
米子市錦町一〇三 米子西高等学校

二 試験の種類

- 1 甲種危険物取扱主任者試験（以下「甲種試験」という。）
- 2 乙種危険物取扱主任者試験（以下「乙種試験」という。）

三 試験科目

- 1 甲種試験の試験科目は、次のとおりとする。
  - 一 基礎物理学及び基礎化学
  - (イ) 危険物の取扱作業に関する保安に必要な高度の基礎物理学
  - (ロ) 危険物の取扱作業に関する保安に必要な高度の基礎化学
  - (ハ) 燃焼及び消火に関する高度の基礎理論
- 二 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法
  - (イ) すべての種類の危険物の性質に関する高度の概論
  - (ロ) 危険物の類ごとに共通する特性

(ハ) 危険物の類ごとに共通する火災予防及び消火の方法

(ニ) 品名ごとの危険物の一般性質

(ホ) 品名ごとの危険物の火災予防及び消火の方法

三 危険物に関する法令

- 2 乙種試験の試験科目は、次のとおりとする。
  - 一 基礎物理学及び基礎化学
  - (イ) 危険物の取扱作業に関する保安に必要な基礎物理学
  - (ロ) 危険物の取扱作業に関する保安に必要な基礎化学
  - (ハ) 燃焼及び消火に関する基礎理論
- 二 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法
  - (イ) すべての種類の危険物の性質に関する概論
  - (ロ) 第一類から第六類までのうち受験に係る種類の危険物に共通する特性
  - (ハ) 第一類から第六類までのうち受験に係る類の

四 受験資格

- 1 甲種試験は、昭和三十八年二月十六日までに次の各号の一に該当する者
  - (イ) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、短期大学若しくは高等専門学校において、化学に関する学科若しくは課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると都道府県知事が認定した者で六月以上危険物取扱の実務経験を有するもの。
  - (ロ) 乙種危険物取扱主任者免状の交付を受けた後、二年以上危険物取扱の実務経験を有する者
- 2 乙種試験は、昭和三十八年二月十六日までに六月以上危険物取扱の実務経験を有する者

危険物に共通する火災予防及び消火の方法

(イ) 受験に係る類の危険物の品名ごとの一般性質

(ロ) 受験に係る類の危険物の品名ごとの火災予防及び消火の方法

三 危険物に関する法令

五 出願手続

- 1 受験願書受付期間
 

昭和三十八年一月十六日から昭和三十八年二月五日午後五時まで（郵送の場合は、昭和三十八年二月五日午後五時までに着信のものに限る。）
- 2 受験願書の提出先
 

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県総務部地方課
- 3. 提出書類等
  - (イ) 受験願書
 

乙種試験を受験しようとする者で同時に二類以上受験しようとする者は、受験願書を別々に提出すること。
  - (ロ) 四の1の(イ)に該当する者は、最終学校卒業証明書及び六月以上危険物取扱の実務経験を有することを証明する書類
  - (ハ) 四の1の(ロ)に該当する者は、乙種危険物取扱主任者免状の写し及び免状の交付を受けたのち二年以上危険物取扱の実務経験を有することを証明す

る書類

(一) 四の2に該当する者は、六月以上危険物取扱の実務経験を有することを証明する書類

(二) 写真 一枚

受験願書提出前六月以内に撮影した脱帽正面上半身像の名刺形で、その裏面に撮影年月日、氏名を記載したものを受験願書の写真欄に添付すること。

(三) 第一類又は第五類の危険物に係る乙種試験を受ける者であつて、火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第三十一条第一項の規定による甲種火薬類作業主任者免状、乙種火薬類作業主任者免状若しくは丙種火薬類作業主任者免状又は同条第二項の規定による甲種火薬類取扱主任者免状若しくは乙種火薬類取扱主任者免状を有する者については、第二項第一号ハ及びロ並びに第二号ロ及びニの試験科目が免除されますので免状の写を添付すること。

六 その他

(イ) 危険物取扱の実務経験を有することを証明する書類は、実務についた雇用主（会社の支店等にあつては支店長）の証明

(ロ) 納付した受験手数料は、申込みの取消又は受験しなかつた場合でも返還しない。

(ハ) 申込締切後の申込は、一切受付けない。

(ニ) その他不明の点は、鳥取市東町二丁目一〇鳥取県総務部地方課にお問い合せ下さい。

正 誤

昭和三十七年十二月二十七日付け鳥取県規則第七十号 中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

頁	誤	正
25	第一種三三、〇〇〇円	第一種四五、〇〇〇円
25	第二種一六、〇〇〇円	第二種二五、〇〇〇円
29	第一種三三、〇〇〇円	第一種四五、〇〇〇円
29	第二種一六、〇〇〇円	第二種二五、〇〇〇円

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県印刷所 鳥取市東町二丁目 鳥取県印刷所